

# 吸収分割に係る事後開示書面

2021年10月1日

(承継会社)

アルファエネシア株式会社  
代表取締役社長 西野裕

(分割会社)

アルファグループ株式会社  
代表取締役社長 吉岡伸一郎

上記の承継会社と分割会社は、相互の間で吸収分割を実施したので、会社法第801条及び第791条、会社法施行規則第189条及び第201条に基づき、共同して、下記のとおり開示いたします。

## 1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

## 2. 承継した権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社のLED照明機器の販売・レンタルに関する事業にかかる一部の契約上の地位及びそれに付随する権利義務を除き、資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。承継した資産は988百万円（概算値）、負債は221百万円（概算値）であります。

## 3. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

### (1) 吸収分割の差止請求

分割会社に対し、差止請求をした株主はありませんでした。

### (2) 反対株主の買取請求

分割会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。なお、分割会社は、2021年7月30日付で官報に公告を行っております。

### (3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行しておりません。

### (4) 債権者の異議

分割会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、分割会社は、2021年7月30日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。

## 4. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

### (1) 吸収分割の差止請求

承継会社に対し、差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

承継会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。なお、承継会社は、2021年7月30日付で官報に公告を行っております。

(3) 債権者の異議

承継会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は、2021年7月30日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2021年10月8日（予定）

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上